



2020年5月13日

各 位

会社名 株式会社明電舎  
代表者名 取締役社長 三井田 健  
(コード番号 6508 東証第1部  
名証第1部)  
問合せ先 広報・IR部長 水谷 典雄  
(TEL: 03-6420-8100)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2020年6月26日開催予定の第156期定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 当社は、2020年1月30日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の業務執行決定権限の相当な部分を業務執行取締役へ委譲することが可能となる監査等委員会設置会社に移行し取締役会における経営戦略等の議論を一層充実させるとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンスの強化と持続的な成長による中長期的な企業価値の向上を図るため、本年6月26日開催予定の当社第156期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 取締役として有用な人財の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第26条を変更案第27条のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記の変更に伴う字句や条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2020年6月26日
定款変更の効力発生予定日	2020年6月26日

以上

(下線は変更箇所を表示しております。)

現行定款	変更後
<p data-bbox="284 293 699 327">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="204 383 512 416">第18条 (取締役の員数)</p> <p data-bbox="236 427 663 461">当会社にと取締役15名以内を置く。</p> <p data-bbox="204 645 512 678">第19条 (取締役の選任)</p> <p data-bbox="236 689 783 857">取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="236 869 715 902">取締役の選任は累積投票によらない。</p> <p data-bbox="204 1086 395 1120">第20条 (任期)</p> <p data-bbox="236 1131 783 1254">取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="236 1265 783 1388">補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="204 1921 483 1955">第21条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="890 293 1305 327">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="810 383 1118 416">第18条 (取締役の員数)</p> <p data-bbox="810 427 1374 506"><u>当会社にと取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> 10名以内を置く。</p> <p data-bbox="810 517 1390 595"><u>当会社にと監査等委員である取締役5名以内を置く。</u></p> <p data-bbox="810 645 1118 678">第19条 (取締役の選任)</p> <p data-bbox="842 689 1374 813"><u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p data-bbox="842 824 1374 992">取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="842 1003 1321 1037">取締役の選任は累積投票によらない。</p> <p data-bbox="810 1086 1002 1120">第20条 (任期)</p> <p data-bbox="842 1131 1385 1299"><u>取締役の任期 (監査等委員である取締役を除く。)</u> は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="842 1310 1374 1478">補欠または増員により選任された取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="842 1489 1390 1657"><u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="842 1668 1374 1870"><u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="810 1921 1121 1955">第21条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更後
<p>第22条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>第23条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条（取締役会） 取締役会は、取締役会規則を定め、法令および定款に定めがある事項のほか会社の重要な業務の執行を決定する。 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示し、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第25条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第22条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>第23条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条（取締役会） 取締役会は、取締役会規則を定め、法令および定款に定めがある事項のほか会社の重要な業務の執行を決定する。 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>第25条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によ</u></p>

現行定款	変更後
<p>第26条（取締役の責任免除）            当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。            当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、700万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>第27条（監査役および監査役会の設置）</u>            当社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p> <p><u>第28条（監査役の員数）</u>            当会社に監査役8名以内を置く。</p> <p><u>第29条（監査役の選任）</u>  <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第30条（任期）</u>  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>て定める。</p> <p>第27条（取締役の責任免除）            当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。            当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更後
<p><u>第31条（常任監査役）</u>  <u>監査役会は、その決議によって常任監査役若干名を選定する。</u>  <u>常任監査役は、常勤とする。</u></p>	(削除)
<p><u>第32条（監査役会）</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第33条（報酬等）</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第34条（監査役の責任免除）</u>  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第28条（監査等委員会）</u>  <u>当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第29条（常勤の監査等委員）</u>  <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更後
<p data-bbox="448 203 536 237">(新設)</p> <p data-bbox="201 730 608 763">第<u>35</u>条～第<u>40</u>条 (条文省略)</p> <p data-bbox="448 864 536 898">(新設)</p>	<p data-bbox="810 203 1121 237"><u>第30条 (監査等委員会)</u></p> <p data-bbox="836 248 1390 371"><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p data-bbox="836 383 1390 551"><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="836 562 1390 685"><u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p data-bbox="810 730 1241 763">第<u>31</u>条～第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="810 864 1374 943"><u>附則 (監査役の責任の免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="836 954 1382 1211"><u>第 156 期定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 34 条の定めるところによる。</u></p>